第七十五条　第二条の表七十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該届出に係る者に係る出入国関係情報

ホ　当該届出に係る者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該届出に係る者に係る特別永住者証明書関係情報

二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請等に係る者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請等に係る者に係る特別永住者証明書関係情報

［略］

［三～五　略］

六　国民年金法附則第九条の三の二第一項の脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

ロ　当該請求を行う者に係る在留カード関係情報

ハ　当該請求を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

第八十五条　第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　地方公務員等共済組合法第五十八条第一項（同法第五十九条第七項において準用する場合を含む。）の共済組合の組合員による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

［四～七　略］

八　地方公務員等共済組合法第六十三条第一項の共済組合の組合員による出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

九　地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

［十～十八　略］

十九　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該申告に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該申告に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

第七十五条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

［三～五　同上］

［新設］

第八十五条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～六　［同上］

［新設］

七　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

八～十六　［同上］

十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］